

V 発生段階ごとの主な対策

※市内の患者発生の有無にかかわらず、大阪府域の発生に応じて早期から迅速かつ柔軟に対応する。

府市の発生段階 (国の発生段階)		未発生期 (未発生期)	府内未発生期 (海外発生期・国内発生早期)	府内発生早期 (国内発生早期・国内感染期)	府内感染期 (国内感染期)	小康期 (小康期)
対策の目的		<ul style="list-style-type: none"> 事前準備 府内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 府内発生の遅延と早期発見 府内発生に備えて体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限化 市民生活・経済への影響の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制、市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 業務継続計画の策定 研修・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の協議 ★市対策本部の設置 ★関係機関会議の開催（関係機関との連携・情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置継続 政府現地対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置継続 感染の拡大に伴う対策の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 対策の見直し
2	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関を通じた情報収集 通常のサーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの継続・強化 患者（疑い含む）の全数把握の強化 学校等での集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの継続・強化 患者（疑い含む）の全数把握の強化 学校等での集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・学校サーベイランスは通常サーベイランスへ移行 患者（疑い含む）の全数把握の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 通常サーベイランスの継続 ウイルス、学校サーベイランスの強化
3	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有について庁内外の体制整備 一元的な情報提供体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ★広報チームを設置し、一元的な情報管理、正確かつ迅速な広報の実施、媒体による情報提供 ★常設相談窓口を利用したコールセンター機能の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携にかかる広報 ★常設相談体制の充実・強化 ★要援護者等（高齢者、視覚障がい者、外国人等）に対するきめ細かな情報提供 ★情報の受け手に配慮し、詳細にわかりやすく速やかに情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化 ★常設相談窓口の継続 ★要援護者等（高齢者、視覚障がい者、外国人等）に対するきめ細かな情報提供の継続 ★市内の患者発生にかかる広報 	<ul style="list-style-type: none"> 流行第二波に備えた情報提供 情報提供のあり方の見直し
4	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人・地域・職場における感染対策の普及啓発（手洗い・うがい・咳エチケット・マスクの着用等） 国による水際対策との連携 ★特定接種の協力体制の構築 ★緊急事態宣言時の措置等に関する府との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 患者・濃厚接触者への対応の準備 国における水際対策（入国者の健康監視等）との連携強化 ★特定接種の準備・実施 ★住民接種実施体制の準備 ★緊急事態宣言時の措置等に関する府との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 患者及び濃厚接触者への対応 医療機関・高齢者施設等への感染対策の徹底の周知 ★住民接種の開始 ★緊急事態措置実施時（外出自粛等）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、高齢者施設等への感染対策の徹底の周知継続 濃厚接触者に対する対応の中止 ★住民接種の実施 ★緊急事態措置実施時（外出自粛等）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 流行第二波に備えた住民接種実施
5	医療	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関対策会議の設置など地域における医療や搬送体制の整備 個人防護具等の準備 PCR検査体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の設置 帰国者・接触者相談センターの設置 環境科学研究所におけるPCR検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターにおける相談や帰国者・接触者外来の継続 患者の入院措置（原則） 環境科学研究所におけるPCR検査の実施（状況に応じ、重症者に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来、入院措置、帰国者・接触者相談センターの中止 一般医療機関での診療 ★在宅療養患者の生活支援 ★緊急事態措置（臨時の医療施設の設置）にかかる府との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制への移行
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関に対する業務継続計画の策定等の呼びかけ 事業者に対する事業継続マネジメント（BCM）の構築ならびに事業継続計画（BCP）の策定等の呼びかけ ★施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所等の仕組みづくりの検討 ★要援護者の状況把握及び発生時の生活支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策の準備（事業継続計画（BCP）策定済みの事業者においてはBCPの発動準備）要請 指定（地方）公共機関の事業継続に向けた準備 ★施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所等の仕組みづくりの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策の実施（事業継続計画（BCP）策定済みの事業者においてはBCPを発動）を要請 消費者への適切な行動の呼びかけ 事業者に売り惜しみ等生じないよう要請 ★要援護者への生活支援の実施 ★施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策を強化（事業継続計画（BCP）策定済みの事業者においてはBCPの発動を継続し、状況に応じて対策を強化）するよう要請 消費者への適切な行動の呼びかけ ★要援護者への生活支援の継続 ★施設の使用制限要請時の保育所、短期入所施設の一部開所の継続 事業者に売り惜しみ等生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策を継続（事業継続計画（BCP）策定済みの事業者においてはBCPの発動を継続し、状況に応じて対策を縮小もしくはBCPを停止）するよう要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に売り惜しみ等生じないよう要請 通常の体制への移行

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

※★印は本市独自対策